

台湾旅行会社招請事業  
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本事業では、栃木県国際観光推進協議会（以下、「協議会」という）が2014年度から実施している台湾観光誘客拠点機能業務委託における現地旅行会社訪問等の成果を踏まえ、本県の旅行商品造成に意欲的な旅行エージェント等を招請してファムトリップを実施するとともに、県内インバウンド関係業者との関係を構築する商談会を開催し、旅行商品の造成促進を図る。

2 業務概要

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 業務名              | 台湾旅行会社招請事業   |
| (2) 業務内容             | 別紙「台湾旅行会社招請事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに  |
| (3) 契約期間             | 契約締結の日から令和4（2022）年2月28日（月）まで   |
| (4) 委託料限度額           | 2,563,000円（消費税及び地方消費税を含む。）   |
| (5) 担当所属及び<br>問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20<br>栃木県国際観光推進協議会事務局 佐々木<br>（栃木県産業労働観光部観光交流課 インバウンド推進担当）<br>電話 028-623-3309 FAX 028-623-3306<br>電子メール kanko@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。
- (3) 本要領の公表日から令和3（2021）年7月12日までに於いて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (6) 国又は地方公共団体が発注した類似業務に関し受注実績がある者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ア 実施要領等の公表        | 令和3（2021）年6月23日（水）      |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和3（2021）年6月30日（水）15時必着 |
| ウ 質問に対する回答        | 令和3（2021）年7月2日（金）       |
| エ 参加表明書の提出期限      | 令和3（2021）年7月6日（火）15時必着  |
| オ 企画提案書の提出期限      | 令和3（2021）年7月13日（火）15時必着 |
| カ 審査結果の通知・公表      | 令和3（2021）年7月下旬          |

(2) 募集要領等の配布

栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売-入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和3（2021）年6月30日（水）15時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和3（2021）年7月2日（金）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）のURL）に掲載する。

（4）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和3（2021）年7月6日（火）15時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3（2021）年7月13日（火）15時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～クに基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和3（2021）年7月13日（火）15時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

オ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案者の概要

（イ）企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案）

（ウ）業務遂行人員体制及び業務スケジュール

（エ）国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

（オ）見積額（概算及び内訳）

カ 企画提案書は1者1提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、栃木県国際観光推進協議会（以下、「協議会」という。）宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 協議会は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て企画提案者の負担とする。

カ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、生じる責任は企画提案者が負う。

## 5 審査方法等

- (1) 審査基準  
別表「審査基準」のとおり
- (2) 審査方法  
企画提案書及び審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。
- (3) 候補者の選定方法
  - ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。
  - イ 該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価のうち最高点及び最低点を除いた3名の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
  - ウ イの場合において、平均点の最も高い提案者が複数ある場合には、その中から選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
  - エ 企画提案者が1社だった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が24点以上の場合、当該企画提案者を契約候補者として特定する。
- (4) その他
  - 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
    - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
    - イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
    - ウ 企画提案書の見積額が2(4)の委託料限度額を超える場合
    - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
    - オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
    - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、契約候補者の名称及び選定理由について、栃木県ホームページ（4(2)のURL）に公表する。

## 7 契約手続

- (1) 契約候補者と協議会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 契約候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を新たな契約候補者とする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の保護  
受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の

防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

9 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、協議会は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他、協議会及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、受託者は、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。